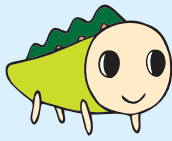


水害のないまちづくり

防水板設置工事助成のご案内





浸水を防ぎましょう

近年は、各地で河川や下水道の整備水準を上回る豪雨が増加しています。さらに都市部では、地表が建物やアスファルトに覆われていて雨水がしみ込みにくく、急激に河川の水位が上昇したり、下水があふれる恐れがあります。低地の建物にお住まいの方や地下車庫などをお持ちの方は、土のうの準備や防水板の設置など、雨水の流入を防ぐ対策をしましょう。

防水板の種類



着脱式



使用しないときは設置箇所の近くに防水板を格納し、使用時に運搬、設置し、金具の締め付け等により止水するタイプ。

多くの場所で設置可能で比較的低コストで施工が簡単である。

垂直昇降式 (写真はシート式)



防水板が床面に収納されており、垂直に上昇するタイプで手動・自動がある。

シート状 (上写真) のものもあり、コンパクトに収納でき、畳んだシートを引揚げて固定するだけで設置できる。

その他、起伏式、スライド式など様々な種類があります。

起伏式



防水板が床面に収納されているタイプ。防水板の格納場所が不要。

スライド式



防水板を戸袋に収納するタイプ。防水板の格納場所が不要。

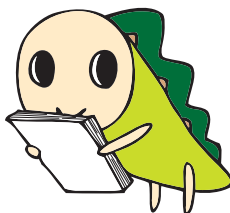
助成金制度について

区内における家屋の浸水被害の防止または軽減を図るため、住宅等の地下出入口などに防水板の設置及びこれに伴う関連工事を行う個人に対し工事費用の一部を助成します。

- 1 助成対象者** 杉並区内で住宅、店舗、事務所等（仮設建築物は除く）個人が使用する建築物に防水板設置及び関連工事を行う個人。
- 2 防水板** 建物の浸水の恐れがある地下出入口等に設置するもので以下に示す機能を有するもの。
 - ①浸水に耐える素材（鉄、アルミニウムなど）。
 - ②取り外し又は移動が可能なもの。
- 3 関連工事** 防水板設置に伴い、防水効果を高めるために行う工事。
例）内外壁の防水工事
土間コンクリート打設工事など
- 4 助成金の額** 防水板設置工事等に要した費用の2分の1とし、一つの建物について50万円を限度とする。（千円未満切り捨て）
- 5 手続きの手順**
 - ①事前相談 計画の段階でご相談ください。
 - ②認定申請 工事の内容や業者が決まりましたら、認定申請書と必要書類※を揃えて申請してください。
 - ③工事着手 区は②の書類を審査し、結果を通知いたします。認定通知が届きましたら、工事を始めてください。（業者の方に工事写真を撮って頂きます。）
 - ④完了届 工事終了後、完了届に必要な書類※を添付して提出してください。
 - ⑤工事検査 区は④の書類の審査と申請者、施工業者の立会いのもと現地での検査を行います。検査に合格した場合は、合格通知書を送付します。
 - ⑥交付申請 合格通知が届きましたら、交付申請書に必要な書類※を添えて提出してください。
 - ⑦交付決定 区は⑥の書類を審査し、交付決定通知を送付します。
 - ⑧請求 交付決定通知が届きましたら、請求書に必要な書類※を添えて提出してください。
 - ⑨支払い 区は請求書が届き次第、申請者の口座に助成金を振り込みます。

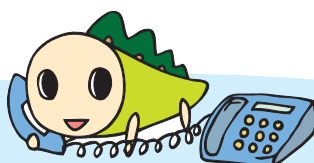
※②、④、⑥、⑧の必要書類については次ページ参照

6 必要書類



前頁の手続きの手順	必要書類	
② 認定申請	認定申請書（区様式）	
	工事計画書	平面図、立面図、設置図 構造図など
	工事見積書	
	登記事項証明書	土地と建物両方の証明書 が必要です。
	承諾書	土地及び建物の所有者が 申請者と異なる場合のみ が必要です。
	住民票	
住民税納税証明書		
④ 工事完了	完了届（区様式）	
	工事写真	
	竣工図	平面図、立面図、設置図 構造図など
⑥ 交付申請	交付申請書（区様式）	
	工事の領収書（写）	
⑧ 請求	請求書（区様式）	
	口座振替依頼書	

※各書類に押印していただく印鑑はすべて同じものでお願いいたします。
（口座振替依頼書も同様です。銀行印でなくても結構です。）



お問い合わせ
 杉並区都市整備部土木計画課土木調整グループ
 （西棟4階1番窓口）
 〒166-8570
 杉並区阿佐谷南 1-15-1 Tel(代) 3312-2111